

平成28年(ワ)第308号 平成29年(ワ)第345号

「戦争法」強行成立損害請求事件

原告 奥村悦夫 ほか37名

被告 国ほか4名

準備書面(41)

被告国に対する求釈明
被告国指定代理人らの「所属部署名」・「職名」について

2019年9月13日

松山地方裁判所 御中

選定当事者兼原告 ○○ ○○

選定当事者兼原告 ○○ ○○

選定当事者兼原告 ○○ ○○

原告 ○○ ○○

原告 ○○ ○○

原告 ○○ ○○

被告国に対して、下記の釈明を求める。

記

被告国指定代理人らの「所属部署名」・「職名」について

被告国の答弁書(2016年12月6日)には、高松法務局訟務部部付 浦川剛、内閣官房国家安全保障局 黒木康介、防衛省大臣官房訟務管理官付 佐藤伸樹などと被告国指定代理人らの「所属部署名」・「職名」と「氏名」が記載されていた。

被告国の答弁書の作成から3年が過ぎようとし、この間に被告国から「訴訟代理人消滅通知書」が届き、多くの指定代理人らの入れ替わりが進んだ。

しかしながら、被告国の準備書面などには、被告指定代理人らの「氏名」は記載されているが、「所属部署名」と「職名」の記載がなく、被告国指定代理人らのそれが不明である。

よって、被告国の全指定代理人らの「所属部署名」と「職名」を明らかにするように求める。

なお、被告国は、今後の準備書面に「所属部署名」・「職名」と「氏名」を合わせて記載するように求める。

以上